

令和6年度 県道香北赤岡線
緊急応急工事に伴う配水管布設替工事

<特記仕様書>

1. 総 則

1. 1 一般事項

1. 1. 1 適用範囲

この特記仕様書(以下「仕様書」という。)は、発注者が請負により施工させる水道工事に適用する。

1. 1. 2 法令等の遵守

本工事は、発注機関の条例・規定、工事契約書、本仕様書、別紙設計図書、ならびに下記仕様書を遵守し、入念に施工しなければならない。

「水道工事標準仕様書【土木工事編】」	: 日本水道協会
「水道工事標準仕様書【設備工事編】」	: 日本水道協会
「コンクリート標準示方書」	: 土木学会
「公共建築工事標準仕様書」	: 国土交通省
「公共建築工事標準仕様書【機械設備工事編】」	: 国土交通省
「建築工事共通仕様書」	: 高知県土木部

1. 1. 3 用語の定義

本仕様書で、発注者を甲、工事請負人を乙とし、甲を代理する施工監督者及び甲の指示する工事監理者を係員という。

1. 1. 4 疑義の解釈

本仕様書ならびに別紙設計図書に疑義・脱漏の疑い等のあるときは、必ず入札執行前に申し出ることとし、入札後においては乙は係員の指示に従うものとする。

1. 1. 5 現場代理人

- 1) 乙は、当該工事に係る十分な技術及び技能を有する現場代理人(工事責任者)を定め、書面をもって発注者に通知する。
- 2) 乙は本工事施工期間中、甲が承認した現場代理人を現場に常駐させ、工事に関する一切の事項を処理するとともに常に係員と緊密な連絡をとり、工事の円滑、迅速な進行をはかる。
- 3) 現場代理人は、工事の従事者を十分に監督し、工事現場内における風紀を取締り、火災、盗難の予防、衛生等に配慮するとともに、特に住民に迷惑をかけないように指導する。

1. 1. 6 工事関係者に関する措置請求

- 1) 甲は、現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2) 甲又は係員は、乙が工事を施工するために使用している下請負者、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

1. 1. 7 官公署等への諸手続き

乙は、工事の施工に必要な関係官公署及び電力会社、NTT等への諸手続きにあたっては、事前に十分連絡、協議するとともに、書類の作成及び提出にあたっては甲に代わって実施するものとする。

1. 1. 8 条件変更等

設計図書と工事現場の状態とが一致しない等の都合により工事中に設計変更の必要が生じたときは、乙はすみやかに変更設計図書を甲に提出し、甲の承認を得て工事を続行するものとする。

1. 1. 9 賠償の義務

- 1) 本工事の入札執行までに甲が取得する用地以外の材料運搬路、仮設物設置場所、材料置場、残土処理場等に要する補償は、乙の責任において行うものとする。
- 2) 本工事施工中、風水害その他の天災地変に対しては十分な予防措置を施し、被害のないよう努力するものとし、不可抗力によると認められるもの以外はすべて乙の責任とする。

1. 1. 10 工事の検査

中間及び完成検査は、乙の要請により係員において行う。乙は必ずこの検査に立会い、甲に協力しなければならない。

1. 1. 11 保証期間

本工事に対する保証期間は、工事請負契約書による他は、竣工引渡し後、満2ヶ年とする。

1. 2 安全管理

1. 2. 1 一般事項

- 1) 工事場所には危険防止柵、仮橋、仮設照明設備を設けるものとし、必要に応じて交通指導員または番人を置いて危険防止処置を講じなければならない。
- 2) 上記の処置に要する費用、及びこれらを怠ったことに起因した事故の対外補償の一切は乙の負担とする。

1.3 工事用設備等

1.3.1 工事現場標識等

係員が必要と認めたときは、工事現場に係員の指示する工事標示板(幅 1.0m, 高 1.5m 程度)を乙の負担で設置しなければならない。

1.3.2 工事用電力及び工事用給排水

工事用電力及び工事用給排水の施設は、乙の負担にて関係法規に基づき設置し管理する。

1.4 工事施工

1.4.1 一般事項

- 1) 乙は、工事に先立ち施工計画書(工事概要、計画工程表、現場組織表、主要資材、施工方法、施工管理計画、緊急時体制、交通管理、安全管理等)を甲に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2) 乙は、毎日の使用材料、就労者の明細、工事出来高等を記載した作業日報を、係員を通じて甲に提出しなければならない。
- 3) 乙は、係員から報告その他の書類提出を求められたときは、すみやかにそれらの書類を提出しなければならない。

1.4.2 事前調査

- 1) 乙は、工事に先立ち、施工区域全般にわたる地下埋設物の種類、規模、埋設位置等をあらかじめ試掘その他により確認しておく。
- 2) 乙は、工事箇所付近に近接する家屋等に被害が発生するおそれがあると思われる場合は、係員と協議のうえ、当該家屋等の調査を行う。

1.4.3 現場付近居住者への説明

乙は、工事着手に先立ち、係員と協議のうえ、現場付近居住者に対して工事施工について説明を行い、十分な協力が得られるよう努める。

1.4.4 工事記録写真

乙は、工事の各工程ごとに写真を撮り、特に隠ぺい部には注意して撮影し、竣工後製本して提出すること。また、撮影に際しては場所、日付等を表示すること。

1.4.5 工事完成図等

乙は、工事竣工後、遅滞なく出来高報告書(竣工図、数量設計書等)を作成し、工事完成届に添えて、甲に提出しなければならない。

2. 管布設工事

2.1 配管工の資格

乙が本工事に使用する配管工は、日本水道協会または公の水道事業体等の配管工の講習を終了していること、もしくは同等の技術及び経験を有する者であること。

2.2 配管工の申請

乙は、管布設工事着手前に配管工の資格を証明する書類、もしくは経歴書を甲に提出し、承認を得なければならない。

2.3 布設位置

管布設の平面位置及び土被りは設計図書に基づき正確に決定し、地下埋設物その他の障害物を確認して係員と協議のうえ布設位置を決定すること。

2.4 通路の確保

- 1) 通路を横断して施工するときは、半幅員以上の通路を確保すること。
- 2) 建物、その他人の出入りする場所に近接して工事を施工するときは、安全な通路を設けて住民の交通に支障のないよう十分注意すること。

2.5 覆工

覆工は現場の条件に応じて交通上支障のないよう完全なものとする。

2.6 掘削工

- 1) 掘削は、交通保安設備・土留・排水・覆工等の準備を整えたうえで着手すること。
- 2) 施工延長は係員と打ち合わせのうえ決定すること。
- 3) 埋戻時間に制約を受ける箇所では、制約時間内に埋戻が完了できる範囲内とすること。
- 4) 掘削底面に礫、岩石、コン塊等の突起物が出たときは、管底を10cm以上余分に取り除き、砂で置き換えなければならない。
- 5) 機械掘削をするときは、地上・地下の施設物に損傷を与えないよう十分注意すること。万一損害を与えたときの補償は乙において行うものとする。

2.7 埋戻

- 1) 埋戻は所定の材料を用い、片埋にならないよう注意しながら厚さ30cm以下ごとに十分締め固めなければならない。

- 2) 埋戻は管、その他の構造物に損傷・移動が生じないように注意して行うこと。
- 3) 管の下端、側部及び他の埋設物との交差箇所の埋戻、締め固めは特に入念に行い、沈下の生じないように施工しなければならない。
- 4) 管の周囲の埋戻は砂または良質の土砂で行い、固形物が管に直接接しないよう注意すること。

2.8 残土処理

- 1) 残土は原則として係員の指示する場所まで運搬し、整地しなければならない。
- 2) 残土の運搬には、シートで覆う等の処置をして通路に土砂をまき散らさないこと。
- 3) 自由処理地の借地補償、仮設物の費用等は乙の負担とするが、事後に災害が生じないように土留工、その他万全の措置を講じなければならない。

2.9 水圧・通水試験

送水管、配水管は十分洗浄・空気抜き作業を行ったあと、各仕切弁設置箇所ごとに水圧試験を行い、0.75Mpaの水圧を15分間以上維持したものを合格とする。